

|      |           |      |              |     |          |      |
|------|-----------|------|--------------|-----|----------|------|
| 部署名  | 石川勤労者医療協会 | 文書番号 | 本部－法規－本事－014 | 承認日 | 2018.4.1 | 1/1  |
| 慶弔規定 |           |      |              |     | 作成者      | 承認者  |
|      |           |      |              |     | 大幸智穂     | 島 隆雄 |

1. この規定は、石川勤労者医療協会の職員及び家族関係者の死去に際しての、法人及び各施設の対応について定める。パート職員については、施設長の判断で、この規定に準じて対応することができる。
2. 対象は職員本人、及び配偶者、子供、父母、配偶者の父母とする。
3. 各施設は、当該事態が発生した場合、法人事務局へ報告する。尚、石川民医連としての規定に従い、石川民医連事務局へも報告する。
4. 対応は、弔電、香典、花輪又は生花とする。尚パート職員の場合の対応は1)及び2)とする。
  - 1) 弔電 石川勤労者医療協会理事長名、各施設長名で、各施設が対応する。
  - 2) 香典 職員本人の場合、石川勤労者医療協会理事長名、及び各施設長名の香典とする。  
その他の場合は、各施設長名の香典とする。  
石川勤労者医療協会理事長名の香典費用は、法人事務局が負担し、施設長名の香典費用は各施設の**福利厚生費**として取り扱う。  
香典の額は、以下の通りとする。

|              |     |
|--------------|-----|
| 職員本人         | 5万円 |
| 配偶者、子供       | 2万円 |
| 父母（配偶者の父母含む） | 1万円 |
  - 3) 花輪又は生花  
職員本人及び職責者以上並びに医師の配偶者、子供、父母、同居の配偶者の父母を対象に、遺族とも相談の上決める。
5. 葬儀及び告別式への参列については、遠隔地の場合を除き、基本的には各施設を代表して参列するものとする。遠隔地の場合でも、職責者以上及び医師の父母については基本的に参列する。遠隔地とは、北陸三県以外をいう。
6. この規定の改廃は、石川勤労者医療協会常任理事会で行う。
7. この規定は、2001年7月から実施する。

2018年4月1日 一部改定